

ゆるり生命共済：「弔慰金プラン」のご案内

「ゆるり生命共済：弔慰金プランパンフレット」

お申込みの前に、必ずお読みください。

当共済制度の趣旨

この「弔慰金プラン」はゆるりの会員事業所の役員・従業員及びそのご遺族の生活保障を目的とするもので、病気、傷害、事故での死亡や高度障害状態の保障と傷害・事故で5日以上入院をされた場合も保障します。本制度は、ゆるりと友愛共済協同組合による業務協定に基づいて運営されます。

1 加入資格（新規加入及び継続加入）

新規加入はゆるりの会員事業所様の役員及び従業員で、現在健康で勤務されている加入日現在満 15 歳以上満 65 歳以下の方。また、加入後の継続加入は満 75 歳までとなります。（共済金額・掛金は変更となります。）

（加入事業所様がゆるりの会員資格を失った場合、本制度は脱退となります。）

2 弔慰金プランの保障内容と年間掛金

15歳～65歳（新規加入）

口数	普通死亡共済金 (高度障害共済金)	傷害死亡共済金	後遺障害共済金 (第6級～第1級)	傷害入院共済金 (日額)	月額掛金	
					15歳～60歳	61歳～65歳
1口	100万円	200万円	10～200万円	1,500円	400円	800円
2口	200万円	400万円	20～400万円	3,000円	800円	1,600円
3口	300万円	600万円	30～600万円	4,500円	1,200円	2,400円
4口	400万円	800万円	40～800万円	6,000円	1,600円	3,200円
5口	500万円	1,000万円	50～1,000万円	7,500円	2,000円	4,000円
6口	600万円	1,200万円	60～1,200万円	9,000円	2,400円	
7口	700万円	1,400万円	70～1,400万円	10,500円	2,800円	
8口	800万円	1,600万円	80～1,600万円	12,000円	3,200円	
9口	900万円	1,800万円	90～1,800万円	13,500円	3,600円	
10口	1,000万円	2,000万円	100～2,000万円	15,000円	4,000円	

66歳～75歳（継続加入）

口数	普通死亡共済金 (高度障害共済金)	傷害死亡共済金	後遺障害共済金 (第6級～第1級)	傷害入院共済金 (日額)	月額掛金	
					66歳～70歳	71歳～75歳
1口	100万円	200万円	10～200万円	1,500円	1,000円	2,000円
2口	200万円	400万円	20～400万円	3,000円	2,000円	

*掛金は 15 歳～60 歳、61 歳～65 歳、66 歳～70 歳、71 歳～75 歳の年齢範囲内は男女一律です。

*従業員全員を加入または一定の加入条件を設定し、その条件を満たす従業員全員を加入させてください。

*なお、経営者様のみの加入では損金算入できませんので、ご注意ください。

（経営者含む従業員全員が加入する場合は損金算入できます。）

*掛金は月払い、半年払い又は年払いとなります。（上記掛金には、事務手数料が含まれています。）

3

保障期間及び効力発生日

- (1) この共済の保障期間は毎年4月1日（更新日）から翌年3月31日の1年間で、以後1年ごとに更新します。
- (2) 4月1日に加入希望される会員様は前月の3月20日までに、必要な手続きを完了してください。
- (3) お申込書の受付・診査（加入承諾）・掛金の入金後、加入日の午前0時より、効力が発生します。
- (4) 毎年2月に更新のお知らせをお送りしますので、脱退される方はお申し出ください。
（期中で脱退希望される場合は、保障期間終了後、脱退となります。）

4

中途加入および継続加入

- (1) 4月1日以降に期中で加入希望される場合は、毎月1日に加入となります。（更新日は翌4月1日）
その場合は、前月20日までにお申込み及び掛金の払い込みを完了して頂きます。
- (2) 弔慰金プランに加入されている被共済者（加入者）が更新日時時点で満61歳に達した場合は、掛金変更し、継続加入することができます。（共済金額を増額することはできません。）
- (3) 弔慰金プランに加入されている被共済者（加入者）が更新日時時点で満66歳に達した場合は、掛金変更し、満70歳まで継続加入することができます。但し、2口までの加入となりますので、3口以上加入している方は更新時に減口となります。また、満71歳になった方は1口に減口し、75歳まで継続加入できます。

5

申込み方法

別紙申込書に必要事項を記入・押印の上、共済係まで郵送またはFAXにて、ご送付ください。

6

共済掛金の払込方法

- (1) 掛金は「月払い」、「半年払い」、「年払い」から選択頂きます。
- (2) 申込書受付、加入承諾後に「掛金払込案内」を共済係より会社宛にお送りします。
- (3) 払込案内に記載の掛金を指定する銀行口座に振込みをお願いします。（振込手数料は会員事業所様の負担となります。）

7

共済金支払事由（保障内容）

- (1) 普通死亡共済金：被共済者（加入者）が保障期間中に死亡した場合にお支払いします。（不慮の事故での死亡の場合は、「傷害死亡共済金」でのお支払いになります。）
- (2) 高度障害共済金：被共済者（加入者）が保障期間中に疾病を原因として「別表1」に定める高度障害状態に該当した場合にお支払いします。
- (3) 傷害死亡共済金：被共済者（加入者）が保障期間中に不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故日から起算して180日以内に死亡した場合にお支払いします。
- (4) 後遺障害共済金：被共済者（加入者）が保障期間中に不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故日から起算して180日以内に「別表3」の障害状態に該当した場合にその割合に応じてお支払いします。
- (5) 傷害入院共済金：被共済者（加入者）が保障期間中に不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故日から起算して180日以内にその障害の治療を目的として、日本国内の病院・診療所に継続して5日以上入院をした場合、1日目から120日を限度にお支払いします。

8

満期返戻金・配当金

この共済制度には、満期返戻金及び配当金はありません。

9

脱退及び解約返戻金

ご加入後に脱退される場合は、共済係にご連絡ください。なお、解約返戻金はありません。

- (1) 申込日現在の被共済者様の健康状態及び過去の傷病等（別表 2 参照）による入院治療履歴を、被共済者様（加入者様）に所定の申込書で告知していただきます。
- (2) 本共済加入の申込を承諾する要件として、その告知内容が引受の基準を満たす場合とします。したがって、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なる告知をされた場合には、ご加入が解除されたり、共済金をお支払できない場合があります。また、すでに共済金をお支払している場合、その共済金を返還していただく場合がございます。

○ その他ご注意いただきたい重要な事項

1

お申込みの際にご注意いただくこと

- * ご記入内容を十分お確かめの上、署名押印をお願いします。

2

お申込み後にご注意いただきたいこと（更新時の手続きについて）

- * お申込みを受付、診査・加入承諾後に「掛金払込案内」を事業所様あてにお送りします。お手元に届きましたら、記載されている内容をご確認のうえ、掛金を払込期日までにお支払いください。また、年度末に「加入者名簿」をお送りいたしますので、加入者の在籍確認をし、翌年度の継続可否をお知らせください。もし、加入者名簿が申込内容と相違していたり、ご不明な点などありましたら、共済係までご連絡ください。

3

共済金のご請求のお手続きについて

- * 給付金等支払い事由が発生したときは、速やかに共済係(03-3634-7858)にご連絡ください。また、このホームページに掲載されている「共済金請求の手続き」に沿って、共済金請求書類を共済係宛にお送りください。

4

掛金の取扱いについて

- * この制度の共済掛金は所得税控除（生命保険料控除）の対象とはなりません。
- * 掛金は全額、事業主（会社）負担です。
 - 税法上の取扱：法人が役員、従業員を加入者として負担した場合は、全額損金に算入できます。（法人税基本通達 9-3-5、所得税基本通達 36-31 の 2）。
- * 個人事業主が従業員を加入者として掛金を負担した場合は、必要経費に算入できます。（昭和 47.2.14 直審 3-8、所得税基本通達 36-31 の 2）。

～ご不明な点は、お気軽に以下へお問い合わせください～

<制度引受先> 友愛共済協同組合・共済係

〒130-0026 東京都墨田区両国4-37-2 TKFビル4階

TEL 03-3634-7858 FAX 03-6908-7611

（お問合せ受付時間 月～金 午前 10:00～午後 5:00 土日・祝日・年末年始を除く）

「別表 1」 高度障害共済金の支払い対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語または咀嚼の機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 「常に介護を要するもの」

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取・排便・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできずに常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合
- (2) 「咀嚼の機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節及び足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

「別表 2」 告知の対象となる疾病・傷病・投薬の抜粋

- ①悪性腫瘍（ガン・肉腫等）
- ②消化器疾患（胃潰瘍、慢性胃炎、炎症性腸疾患、十二指腸潰瘍、慢性肝炎、肝硬変、慢性膵炎、胆石症等）
- ③循環器疾患（狭心症、心筋梗塞、不整脈、高血圧症等）
- ④呼吸器疾患（気管支喘息、間質性肺炎、肺線維症、肺結核、肺気腫等）
- ⑤神経・筋疾患（脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、髄膜炎、てんかん、筋炎等）
- ⑥腎臓・尿路疾患（腎炎、ネフラーゼ、尿路結石等）
- ⑦代謝・内分泌疾患（糖尿病、痛風、甲状腺機能亢進（低下）症等）
- ⑧精神疾患（総合失調症、アルコール依存症等）
- ⑨運動器疾患（骨髄炎、椎間板ヘルニア、変形性膝関節症等）
- ⑩血液疾患（慢性貧血、白血病等）
- ⑪アレルギー性疾患及び膠原病（リウマチ、ベーチェット病等）
- ⑫耳鼻咽喉及び眼疾患（中耳炎、メニエール病、白内障、緑内障等）
- ⑬女性疾患（子宮筋腫、卵巣腫瘍等）

「投薬」の対象例

- ①血圧降下剤
- ②抗潰瘍剤
- ③鎮痛剤
- ④睡眠剤
- ⑤抗糖尿病剤
- ⑥精神安定剤
- ⑦覚醒剤・違法ドラッグ
- ⑧麻薬・大麻

「別表2」

等級	身体障害	給付割合
第1級	1 両眼の視力を全く永久に失ったもの	傷害死亡共済金×100%
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	
	3 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	
	4 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	5 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	6 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	7 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	
第2級	8 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの	傷害死亡共済金×35%
	9 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
	10 1肢に第3級の13から15までのいずれかの障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの	
	11 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	
第3級	12 1眼の視力を全く永久に失ったもの	傷害死亡共済金×25%
	13 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	
	14 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	
	15 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの	
	16 10足指を失ったもの	
	17 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	
第4級	18 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの	傷害死亡共済金×15%
	19 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの	
	20 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの	
	21 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	
	22 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	
	23 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの	
	24 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの	
	25 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの	
	26 10足指の用を全く永久に失ったもの	
	27 1足の5足指を失ったもの	
第5級	28 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	傷害死亡共済金×7.5%
	29 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	30 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの	
	31 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの	
	32 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの	
	33 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの	
	34 1耳の聴力を全く永久に失ったもの	
	35 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの	
36 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの		
第6級	37 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	傷害死亡共済金×5%
	38 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの	
	39 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの	
	40 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったか、または第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	
	41 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの	
	42 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの	
	43 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	